

第Ⅱ期最終処分場 A 区画雨水排除工事

工事仕様書

平成 29 年 4 月

一般財団法人クリーンいわて事業団

目 次

第 I 編 共通仕様書	1
第 1 章 計画概要	1
第 1 節 工事名称	1
第 2 節 施工場所	1
第 3 節 工事期間	1
第 4 節 施工規模	1
第 5 節 工事範囲	1
第 6 節 工事概要	1
第 2 章 一般事項	2
第 1 節 設計図書	2
第 2 節 疑義	2
第 3 節 用地関係	2
第 4 節 施工計画	2
第 5 節 変更	2
第 6 節 承諾図書	3
第 7 節 材料	3
第 8 節 現場代理人および主任技術者	3
第 9 節 委任または下請負	3
第 10 節 諸手続き、許可申請	3
第 11 節 費用の負担	3
第 12 節 工事写真	4
第 13 節 保証期間	4
第 14 節 提出図書	4
第 15 節 検査および試験	5
第 16 節 工事の検査	6
第 17 節 正式引渡し	6
第 18 節 仮設工事等	6
第 19 節 施設運営との関連	6
第 20 節 事故処理	7

第 2 1 節	工事関係書類	7
第 2 2 節	作業時間	7
第 2 3 節	安全対策	7
第 2 4 節	工事打合せ	7
第 2 5 節	廃棄物処分	8
第 2 6 節	環境配慮対策	8
第 2 7 節	交通安全並びに危険防止対策	8
第 II 編	特記仕様書	9
第 1 章	工事概要	9
第 2 章	土木工事	9
第 1 節	工事測量	11
第 2 節	仮設工事	11
第 3 節	伐木、伐開、除根	11
第 4 節	土取場および土捨場	11
第 5 節	交通安全並びに危険防止対策	12
第 6 節	夜間作業の制限	12
第 7 節	検査および立会い	12
第 8 節	完成検査	13
第 9 節	写真撮影	13
第 1 0 節	基礎工	13
第 1 1 節	土工	13
第 1 2 節	法面工	14
第 1 3 節	コンクリート工	14
第 1 4 節	鉄筋工	17
第 1 5 節	型枠工	19
第 1 6 節	水路工	19
第 1 7 節	シート覆工	20
第 1 8 節	工事特記仕様	20

第 I 編 共通仕様書

第 1 章 計画概要

第 1 節 工事名称

第 II 期最終処分場 A 区画雨水排除工事

第 2 節 施工場所

岩手県奥州市江刺区岩谷堂字大沢田、北田地内

第 3 節 工事期間

平成 29 年 5 月 22 日～平成 29 年 7 月 14 日 (54 日間)

第 4 節 施工規模

第 II 期最終処分場 A 区画埋立容量 14,540 m³

第 II 期最終処分場 A 区画施工面積 10,540 m²

第 5 節 工事範囲

本工事は、本仕様書、別途図面に示す第 II 期最終処分場 A 区画の雨水排除工事であり、検査に合格し、引渡しを行うまでの一切の工事である。

第 6 節 工事概要

盛土工	14,540m ³
掘削工	2,710m ³
法面整形工	700 m ²
水路工	122m
集水柵工	4 箇所
ガス抜き工	9m
シート覆工	10,500 m ²
門扉設置工	1 箇所
構造物撤去工	1 式
舗装工	9 m ²

本工事は、第 II 期最終処分場 A 区画の雨水を排除する工事であり、工事の内容を十分に把握し、施工する必要がある。

第2章 一般事項

第1節 設計図書

設計図書の優先順位は次の通りする。

- 1 設計図（実施設計図書）※本仕様書を含む
- 2 岩手県県土整備部共通仕様書 I～III

第2節 疑義

本仕様書と設計図の内容に疑義がある場合は、監督職員（以下「甲」という。）と協議し、その指示に従うものとする。

第3節 用地関係

発注者が確保した用地内において、本工事以外の事で受注者（以下「乙」という。）が使用する場合は、甲の承諾を受け、工事完了後は原則として現形に復元すること。

第4節 施工計画

- 1 乙は契約締結後、速やかに施工計画書および全体工事工程表を甲に提出しなければならない。なお、重要な変更が生じた場合には、変更施工計画書を提出し甲の承諾を得なければならない。
- 2 甲が特に必要と認めて指示するものについては、あらかじめその設計図書等を提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 本工事の施工にあたり、乙は設計図書並びに岩手県県土整備部の共通仕様書、工事請負契約書及びその他関連諸法令規則を遵守しなければならない。
- 4 必要に応じて、各工種、工事毎の具体的な計画を定めた施工計画を、当該工事に先立ち作成し、甲の承諾を得ること。
- 5 施工計画にあたっては本工事の意義を十分に理解し環境保護、保全に配慮した計画とすること。

第5節 変更

工事の目的達成のために必要な設備、または工事の性質上当然必要とする事項については、甲の承諾を得て変更できるものとする。

この場合、機能および内容が現設計より下回らないことを原則とし、乙の責任において完備するものとする。また、変更内容、数量等は、変更図書として年度毎に整理し、提出すること。

第6節 承諾図書

乙は、材料購入について工事着手前にあらかじめ承諾図、検討書等を作成し、甲の承諾を得ること。

第7節 材料

使用材料は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格(JIS)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。規格品以外の製品を使用する場合は、規格値を下回らないこととし、実績表、工法、仕様等を明示のうえ、甲の承諾を得なければならない。

なお、甲が指示した場合は、使用材料および機器等の材料試験、または立会い性能試験を行うものとする。なお、試験に要する費用は全て乙の負担とする。

第8節 現場代理人および主任技術者

乙は、契約と同時に現場代理人および主任技術者を定め、経歴書およびその他の主要な使用人の職務分担表を添えて届け出なければならない。

現場代理人は、工事現場に常駐し、甲の指示に従い工事現場の取締り、その他本工事の目的をよく理解し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

第9節 委託または下請負

乙は、工事の全てまたは大部分を第三者に委託、または請け負わせてはならない。施工種別毎の下請業者については、乙の責任において選定するものとするが、選定した業者の経歴および現場責任者の経歴書等を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

第10節 諸手続き、許可申請

乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行い、その経過については、速やかに甲に報告しなければならない。

また、工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続は乙の経費負担により代行すること。

第11節 費用の負担

材料および工事の検査ならびに工事施工にともなう測量調査、試掘、諸手続に必要な費用等、工事引渡しまでに要する経費は全て乙の負担とする。

第12節 工事写真

工事写真は、工事名、撮影対象物、場所等を記入のうえ提出すること。

1 着工時

施工区域を2方向以上から撮影すること。また、現場施工状況を確認するために必要と思われる地点、および甲の指示する地点を工事着工後ただちに撮影すること。

2 工事中

主要部分および隠ぺいとなる箇所をその都度撮影すること（出来形が確認できるものとする）。

3 事故発生時

必要箇所を全て撮影し、甲に提出すること。

4 竣工時

施工範囲を4方向より撮影すること。

写真は手札形（カラーサービスサイズ）とし、各1部提出すること。写真撮影には、デジタルカメラを用いてもよい。

第13節 保証期間

保証期間は、正式引渡しの日より2年間とする。保証期間中に、乙が行った設計、施工、材質および構造上の欠陥による破損、故障等は、全て乙の負担にて速やかに補修、改造または取り替えを行うこと。

ただし、消耗品や甲の誤操作および天災等の不測の事故に起因する場合は、この限りではないものとする。

第14節 提出図書

1 施工承諾申請図書

乙は、工事施工に際しては、事前に施工承諾申請図書を提出し、甲の承諾を得てから着工すること。なお、提出部数については原則2部とするが、協議のうえ最終決定とする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) コンクリート製品（詳細図、材質、製造者等） | 1部 |
| (2) 施工計画書（工程表を含む） | 1部 |
| (3) 土質確認書（要領書及び試験） | 1部 |
| (4) 土砂数量計算書（施工図作成・数量確認） | 1部 |
| (5) その他必要な図書 | 1部 |

2 完成図書

乙は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出すること。

(1) 竣工図（A4 観音製本）	1 部
(2) 電子ファイル（竣工図）	1 式
(3) (1)の原図原稿	1 部
(4) 変更図書および検討書	1 部
(5) 試験成績表（強度、品質）	1 部
(6) 品質管理・出来形図	1 部
(7) 資材搬入書類（搬入簿・伝票含む）	1 部
(8) 設計計算書（数量精算書他）	1 部
(9) 工事日報	1 部
(10) 実施工程表, 進捗状況表, 状況写真（定点）	毎月 1 部
(11) 工事写真	1 部
(12) 承諾書類（材料, 施工, 検査）	1 式
(13) 打合せ議事録	1 部
(14) その他甲の指示する図書	1 式
(15) 竣工写真（本章第 12 節 4 に示すもの）	1 式
(16) その他	

以上についての、製本のとりまとめ書式は甲の指示を受けること。

また、費用については、乙の負担とする。

第 15 節 検査および試験

工事に使用する主要材料（特に二次製品）の検査および試験は下記により行うこと。

1 立会検査および試験

指定主要材料、機器の検査および試験は、甲の立会いのもとで行うこと。検査を受ける必要のあるものについては、甲と協議すること。ただし、甲が認めた場合には、乙が提示する検査（試験）成績表をもってこれを代用することができる。

2 検査および試験の方法

検査および試験は、甲の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3 検査および試験の省略

公的、またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査および試験を省略できる場合がある。

4 経費の負担

工事に係る検査および試験の手続は乙が行いこれらに要する経費は乙の負担とする。

第16節 工事の検査

工事中および工事完了後には、書類および現場検査を行う。その場合、甲の指示する要領書を作成し、甲ならび検査員立会いのうえ実施すること。その結果、不良部分や改良を要する部分があった場合、速やかに再度施工を行うこと。なお、試験、検査および再施工に要する経費は全て乙の負担とする。工事中において、検査を行う必要性のあるものについては、甲の指示に従うこと。

第17節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。工事竣工とは、工事概要に記載された工事範囲の工事を全て完了し、竣工検査により合格が確認された時点とする。

第18節 仮設工事等

- 1 本工事に必要な仮設道路、仮設電気、仮設水道、仮設電話、仮設用水や現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に調査し、工事着工前に仮設計画書を作成のうえ甲の承諾を得ること。
- 2 工事現場の周辺または工事の状況により、仮囲い、足場等を設け、安全管理に努めること。
- 3 計画地周辺の交通量等を十分に配慮し、機械、資材等の搬入、搬出を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置する等、交通の危険防止に対処すること。
- 4 足場、栈橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料および構造とすること。
- 5 工事中、公衆に影響を及ぼす行為（公害の発生や付近地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じなければならない。
- 6 公道、構内道路等を工事車両が破損した場合は、速やかに甲に報告のうえ補修を行うこと。

第19節 施設運営との関連

同敷地内でごみ処理、浸出水処理及び埋立最終処分場（主としてB区画）での埋立等の作業が行われているため、これら施設への搬出入車両や、施設運営を最優先とした施工計画等を作成すること。また、必要に応じて看板等の設置や誘導員の配置などの対応を行うこと。

第20節 事故処理

乙は、工事によって発生した一切の事故について、その事後処理および補償等、全ての責任を負わなければならない。

乙は、事故が生じた場合は速やかに、その日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置を甲に報告し、その後の対策等を含めて最終的に書類にまとめ甲に提出すること。

第21節 工事関係書類

- 1 工事中、甲と行った協議事項については、乙が記録する打合せ簿に押印し、相互に確認をしなければならない。
- 2 乙は、工事関係資料を他に公表または貸し出しをする場合は、甲の許可を得なければならない。

第22節 作業時間

- 1 作業時間は、工事着工前に甲と打合せを行い、承諾を受けること。時間の設定に際しては、特に通学時間等、地元に対して配慮すること。
- 2 工事中に連休をとる場合は、現場の保安体制や緊急連絡先等を記入した計画書を作成のうえ、甲の承諾を受けること。

第23節 安全対策

- 1 工事車両通行で危険箇所と思われるところには、交通整理員を配置し、歩行者の安全に注意すること。
- 2 土工事の重機災害および、構造物からの転落防止（安全帯の使用）には特に注意すること。
- 3 場内は常に安全、点検を十分に行いながら工事を進めること。
- 4 乙は、安全訓練等を実施すること（内容については、甲と協議し、または実施状況報告書の提出を行う）。
- 5 乙は、工事中大型の重機および車両等が公道を通行する場合は、事前に甲と協議し、甲の指示した安全対策に基づき通行量、通行時間帯、走行速度等について規定した安全対策要綱を作成のうえ、甲の承諾を受けるものとする。
- 6 場内で土砂を仮置きする場合には、埋立作業に支障が無い位置を選定し、雨水等による土砂の流出防止対策を十分に行うこと。

第24節 工事打合せ

本工事に係る担当者による打合せ日時は、甲乙協議のうえ決定する。

第25節 廃棄物処理

本工事で発生する建設廃材については、できるだけリサイクルに心がけること。やむを得ず廃棄物処理する場合には、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処分を行い、マニフェストのコピーを提出すること。

第26節 環境配慮対策

- 1 省エネルギー型の工事機器を使用し、エネルギーの有効利用に努めること。
- 2 環境に負荷の少ない資材、再生資材等の使用に努めること。
- 3 建設発生土や建設廃棄物の発生抑制、減量化およびリサイクルに努めること。
- 4 発生する建設廃材については、できるだけリサイクルに心がけること。やむを得ず廃棄物処理する場合には、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処分を行うこと。
- 5 工事時の粉塵等の飛散防止、適切な沈砂池等の土砂流出防止施設の設置を行うこと。
- 6 打合せおよび成果品などに使用する用紙等についても再生品を利用すること。
- 7 現場周辺の希少植物・猛禽類については生息等の確認を良く理解し、騒音・振動に対する配慮を行うこと。

第27節 交通安全並びに危険防止対策

- 1 設備機器・仮設物の防災、施工時の交通安全、その他危険防止については十分な対策を講じなければならない。
- 2 現場への資材の搬入や、土砂の運搬時に使用する道路には、必要に応じて交通整理員を配置すること。これにかかる費用については、乙の負担とする。
- 3 事前に本現場への工事車両搬入ルートを確認すること。特に地元住民の通行車両について優先させるよう工事関係者に教育を行うこと。
- 4 資材の搬入ルートや交通整理員の配置等については、必要に応じ警察署交通指導課と協議を行うこと。
- 5 工事進捗に従い、不要となった資材・機器等は速やかに片付けを行うこと。
- 6 降雨時は現場を巡回し、危険事態が生じた場合、直ちに応急処置を講じられるよう準備しなければならない。
- 7 高所作業については安全帯の着用を義務づけること。

第Ⅱ編 特記仕様書

第1章 工事概要

本工事は、現在、埋立処分を行っている第Ⅱ期最終処分場のB区画の下流に、埋立容量約14,540m³埋立面積約10、540 m²のA区画雨水排除を目的とした土木施設建設工事である。

1	土工事		1 式
	(1) 土工事	掘削積込 敷均締固 残土運搬	
	(2) 法面工事	法面整形	
2	水路工事		1 式
	(1) 床掘		
	(2) 埋戻		
	(3) 基面整正		
	(4) 水路据付	122m	
	(5) 基礎砕石		
3	横断工事		1 式
	(1) 水路据付	6.3m	
	(2) 水路蓋		
4	集水柵工事		1 式
	(1) 集水柵設置	4 箇所	
5	ガス抜き工事		1 式
	(1) ガス抜き管	φ 200 暗渠排水管布設	
6	シート覆工事	10,500 m ²	1 式
	(1) シート覆工		
	(2) シート固定		
7	舗装復旧工事		1 式
	(1) 場内道路舗装撤去	A s 舗装 16.6 m ²	
	(2) 場内道路舗装	A s 舗装 16.6 m ²	
8	門扉設置工事		1 式

(1) 基礎工		
(2) 門扉設置工	1 基	
9 構造物撤去工事		1 式
(1) フェンス撤去工	3m	

第2章 土木工事

第1節 工事測量

- 1 乙は工事契約後，速やかに仮水準点の設置および中心線，縦横断等を確認し，甲に報告しなければならない（地形の確認）。なお，仮水準点を設置するための基準点は，図面または特記仕様書に示すものの他は，甲の指示による。
- 2 用地杭，仮水準点および重要な工事測量杭は，原則として移設してはならない。ただし，これを存置することが困難な場合には，甲の承諾を得て移設することができる。
- 3 設置したやり形，丁張等について，甲が施工上必要期間の保存を求めた場合は，乙はこれに応じなければならない。
- 4 測量に使用する巻尺は，原則として鋼巻尺とすること。
- 5 本処分場の施工にあたっては，既設処分場施設標高との整合を図ること。
- 6 工事測量に要する費用は全て乙の負担とする。

第2節 仮設工事

- 1 掘削，盛土施工時に土砂の流出等が起こらないよう対策を十分に行うこと（仮沈砂池，土砂止め柵の設置等）。
- 2 指定以外の仮設道路，沈砂池等の設置については，甲の承諾を得た後に実施すること。またビオトープ及び既設防災調整池内の希少植物と周辺の猛禽類に配慮した仮設計画を行うこと。

第3節 伐木，伐開，除根

本工事では伐木，伐開，除根等は行わない計画であるが現場事務所の設置等で万が一，発生する場合は甲と協議すること。

第4節 土取場および土捨場

- 1 土工横断図に示す土質に対して変化があった場合は，ただちに甲に連絡し指示を受けること。また，指示された土取場以外から採土する場合は，甲の承諾を得なければならない。購入土についても事前にサンプル等により甲の承諾を得ること。
- 2 残土は，甲の指示する場所に処分すること。特に軟弱土が発生した場合の処分にあたっては事前に十分な検討を行ったうえで処分すること。

- 3 土捨場および土取跡の整地については、甲の指示を得なければならない。
- 4 運土計画の実績量に対し、後日それを立証できるような資料を作成し提出すること（地形図，断面図，写真，ダンプ検収簿等）。
- 5 土工事に使用する重機は、工事着工前に施工計画書および現場打合せにより甲の承諾を得ること。
- 6 掘削土は、その土質を十分調査のうえ、盛土材として使用すること。不良土が発生した場合は甲の指示を受けること。

第5節 交通安全並びに危険防止対策

- 1 設備機器・仮設物の防災，施工時の交通安全，その他危険防止については，十分な対策を講じなければならない。
- 2 現場への資材の搬入や，土砂の運搬時に使用する道路には，必要に応じて交通整理員を配置すること。これにかかる費用については，乙の負担とする。
- 3 事前に本現場への工事車両搬入ルートを確認すること。特に地元住民の通行，車輛について優先させるよう工事関係者に教育を行うこと。
- 4 残土を場外処分する場合は，車両の走行ルート，走行時間等についての計画書を作成し，事前に甲の承諾を得ること。また，必要な箇所には，交通整理員の配置，看板等の設置を行うこと。
- 5 資材の搬入ルートや交通整理員の配置等については，必要に応じ警察署交通指導課と協議を行うこと。
- 6 工事進捗に従い，不要となった資材・機器等は速やかに片付けを行うこと。
- 7 降雨時は現場を巡回し，危険事態が生じた場合，直ちに応急処置を講じられるよう準備しなければならない。
- 8 高所作業については安全帯の着用を義務づけること。

第6節 夜間作業の制限

原則として夜間作業は行わないこと。やむを得ず夜間作業を行う場合は，振動，騒音および交通安全に配慮し，甲および関係者の許可を得ること。

第7節 検査および立会い

- 1 施工中または工事完了後，関係官庁の検査を受け（この場合乙の立会いを求めることがある），受検中に破壊試験等を行うよう指示された場合は，乙で対応すること。なお，これら検査，試験，復旧等の費用は，乙が負担しなければならない。
- 2 各工事段階において，着手の前後に甲の検査を受け，合格のうえ施工しなければならない。

- 3 調査を要するもの、完成後外面から目視できない部分（隠ぺい部）およびコンクリート工事は、甲の立会いのうえ施工しなければならない。

第8節 完成検査

- 1 完成後直ちに完成届を提出し、完成検査を受けなければならない。
- 2 検査を受ける時は、甲の指示する検査に必要な設備（照明等）を準備すること。
- 3 検査を受けるにあたっては、指定した以外のものは全て撤去し、全施工区域の後片付け、清掃を行うこと。

第9節 写真撮影

乙は甲の指示に従い、工事の進行状況（着工前、工事中、完成）に応じて同一地点から写真を撮影し、事業効果が一目瞭然となるよう編集のうえ2部完成届けに添えて提出すること。いずれも寸法を明示するため箱尺等を添えるとともに、完成後、現場が確認できるような特定の地物を背景に入れ、位置の明示を考慮して、小黒板を設置して撮影すること。また、工事写真(別途仕様により撮影)は、甲がいつでも確認できるよう、その都度整理しておくこと。

第10節 基礎工

- 1 床堀
床堀は、構造物の施工に支障のないよう、必要に応じて相当の土留工、締切工もしくは、箱枠等により所定の深さに堀り下げ、地耐力を把握し（必要に応じて平板載荷試験を行う）、甲の承諾を得なければならない。また、地耐力の確認にかかる費用は全て乙の負担とする。
- 2 埋め戻し
埋め戻しは型枠等を除去後、良質土により所定の高さまで十分突き固めながら施工すること。
- 3 基礎砕石
 - (1) 砕石は、硬質で適当な大きさのものとする。
 - (2) 目つぶしおよび敷均しは、切込砕石を使用すること。
 - (3) 硬質地盤の場合には、甲の指示により、コンクリート打ちとすることができる。
 - (4) 再生砕石を極力使用するものとする。

第11節 土工

- 1 盛土は、沈下が生じないよう十分締固め、必要に応じて余盛りを行うこと。沈下量を定期的に測定し、沈下がないことを確認したうえで、舗装等の施工を行うこと。
- 2 工事に支障をおよぼす湧水、工事中の雨水等の排水計画を作成し、根切り底、

法面、掘削面に異常が起こらないように十分検討のうえ施工すること。

- 3 掘削は、構造物の施工に障害がないよう、必要に応じて土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付け面は機械と人力を併用し平滑に仕上げ、根切り底の地盤をかく乱しないようにすること。
- 4 埋め戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないよう十分突き固めること。
- 5 残土は、A・B区画の甲の指示する場所に運搬、敷き均しすること。
- 6 地下水の状況を見ながら、必要に応じて水替ポンプの配置を計画し、甲に承諾を得た後、設置を行うこと。
- 7 掘削後、長期間放置される法面については、ブルーシート等による養生を行うこと。
- 8 場外へ土砂運搬処理が発生する場合は、施工に先立ち関係機関へ届出を行うこと。
- 9 造成図と現場出来形より、施工切盛り土量の確認を行うこと。

第12節 法面工

- 1 法面は、表面が凹凸にならないように仕上げること。
- 2 施工法面は展開図（三斜実測）を作成し、実績数量を算出すること。また、検査に際しては測定位置にマーキングを行い、確認できるようにしておくこと。

第13節 コンクリート工

- 1 一般
 - (1) コンクリートおよび鉄筋コンクリートの施工については、土木学会制定のコンクリート標準示方書に準拠して施工するものとする。
 - (2) コンクリートは、原則としてレディーミクストコンクリートを使用するものとする。
 - (3) 現場練り混ぜコンクリートを使用する場合は、計量、配合、練り混ぜ、打込等について、甲の承諾を得て施工しなければならない。
 - (4) 海砂は原則として使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合は、塩化物含有量の試験を行い、許容限度（細骨材の絶乾質量に対する塩素イオン重量で 0.02%[NaCl 換算で 0.03%]）以下であることを確認したうえで用いること。許容限度を超える場合は、水洗いその他により許容限度以下として使用するか、または甲の指示に従い対処するものとする。
 - (5) コンクリート打設時は、流出する雨水の pH を測定し、必要に応じて pH の調整を行うこと。
- 2 レディーミクストコンクリート
 - (1) 総則
レディーミクストコンクリートを用いる場合には、原則として JISA5308 によらなければならない。

(2) 工場の選定

- 1) 工場は原則として JIS マーク表示許可工場で、かつコンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格をもつ技術者のいる工場から選定すること。
- 2) 工場の選定に際しては、現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備、品質管理状態等を考慮して選定し甲の承諾を受けること。

(3) 品質についての指定および指示

コンクリートを発注する場合には、設計強度、スランプおよび粗骨材の最大寸法、水セメント比を指定しなければならない（表示は SI 単位系に統一すること）。

水セメント比は、鉄筋コンクリートで 55%以下、無筋コンクリートで 60%以下とする。

1) 鉄筋コンクリート 24-8-25 (重要な主要鉄筋構造物)

設計強度	$\delta ck = 24N/mm^2$
許容圧縮応力度	$\delta ca = 8N/mm^2$
スランプ	8cm
粗骨材最大寸法	25cm

2) 鉄筋コンクリート 21-8-25 (小型鉄筋構造物)

設計強度	$\delta ck = 21N/mm^2$
許容圧縮応力度	$\delta ca = 7N/mm^2$
スランプ	8cm
粗骨材最大寸法	25cm

3) 無筋コンクリート 18-8-40(18-8-25)

設計強度	$\delta ck = 18N/mm^2$
スランプ	8cm
粗骨材最大寸法	40cm (25cm)

4) 均し・捨てコンクリート 18-8-40(18-8-25)

設計強度	$\delta ck = 18N/mm^2$
スランプ	8cm
粗骨材最大寸法	40cm (25cm)

3 現場練コンクリート

(1) 材料

1) セメント

セメントは、設計書に示された品種で JIS 規格に合格したものとし、所要の

強度を得られるものであること。また、現場にて貯蔵する場合は、地上 30cm 以上の位置に床をもつ防湿状態にある倉庫に貯蔵し、検査しやすいように配置し、入荷順にこれを用いなければならない。

2) 骨材

骨材、砂および砂利は、強度、耐久性に富み、適当な粒度を持ち、ごみ、泥、有機物等の有害物を含んでいてはならない。また、砕石粒は偏平細長でないこと。骨材および砂は大小適当に混合しているもので、粒度は土木学会コンクリート標準示方書に定められた範囲を標準とし、甲の承諾を受けて使用すること。

3) 水

コンクリート、モルタルの練り合わせ、散水その他に使用する水は油、酸、アルカリ、塩分等の有機量を含んでいてはならない。

(2) 配合

- 1) 設計書に示す配合は標準配合比を示しているが、施工にあたっては、甲の指示により現場配合を定めて施工する。
- 2) 施工軟度は、原則として 8cm のスランプとするが状況に応じて甲の許可を受け基礎は 5~12.5cm、版、はり、壁は 7.5~15cm のスランプ値とすることができる。

(3) 練り合わせ

- 1) コンクリートは機械練りを原則とし、工事量により手練りを採用することができる。
- 2) 甲の指示する現場配合は、一練ずつ正確に計算すること。
- 3) コンクリートの材料は、練り上りコンクリートが均等質となるまで十分練り合わせなければならない。
- 4) 練り合わせの時間は、ミキサー内に材料を全量投入した後、毎秒 1 m の回転外周速度で 1 分 30 秒以上行わなければならない。

4 打設

- (1) 打ち込み前に打設箇所を清掃し、全ての雑物を除き、鉄筋は正しい位置に固定し、せき板を十分に濡らさなければならない。
- (2) 根堀り部分の水は、打ち込みの前にこれを除かなければならない。また、根堀り内に流入する水が新しく打設したコンクリートを洗わないよう、適当な方法でこの水を除かなければならない。
- (3) コンクリートの運搬または打ち込み中に、材料の分離を認めた時は、練り直して均等なコンクリートにしなければならない。
- (4) コンクリートの打ち込み中、表面に浮かび出た水は、適当な方法で直ちにこれを除かなければならない。
- (5) コンクリートは、打ち込み中およびその直後、突固めまたは振動で十分に締固め、コンクリートが鉄筋の周囲、型枠の隅々まで行き渡るようにしなければならない。

ならない。なお、締固めは原則としてバイブレーターを使用するものとする。

5 打継目

- (1) 打継目は、水平または垂直に設けなければならない。
- (2) 打継目は、硬化したコンクリートの表面を甲の指示に従って処理し、ゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、雑物を完全に除き十分に吸水させ、旧コンクリート面にコンクリート中のモルタルを塗り、直ちにコンクリートを打ち、旧コンクリートと密着するよう十分締固めなければならない。

6 養生

- (1) 打設後、コンクリートが有害な影響を受けないよう、露出面は「ぬれむしろ」その他で覆うか、または散水して7日間は常に湿潤状態を保たなければならない。
- (2) 寒中におけるコンクリート打ち込み後、凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。コンクリートの保護・保温方法については、甲の承諾を受けること。

7 試験（参考）

- (1) 打設毎およびコンクリート量(20～150m³)以内毎、および特に甲が必要と認めた場合にテストピースを採取し、1週、4週強度の破壊テストを行い、成績表を提出すること。試験は、日本工業規格に定められた方法によって供試体を採取し、指定する試験所で実施すること。
- (2) 強度試験の結果、所定の強度に達しなかった場合は、施工した構造物に対し荷重試験を行い、その結果によって、補強、一部改造または全改造すること。
- (3) 以上の試験、補強改造に要する費用は全て乙の負担とする（供試体数量は甲の指示を受けること）。

第14節 鉄筋工

1 材料

鉄筋として用いる鋼材は JIS G3112 異形丸鋼 SD295A, SD345 および普通丸鋼 SR235 に適合したもので、規格証明のないものは試験結果証明を提出し、承諾を得るものとする。また、使用した材料のミルシートは保管し、提出できるよう整理すること。

2 加工

鉄筋は設計図書に指示した寸法、形状に正しく一致するように組み立てを考慮のうえ加工すること。加工時は、材料を傷つけないよう注意すること。

3 鉄筋

- (1) 鉄筋は組み立て前に掃除して（浮錆、油類、ゴミ類）、コンクリートの付着力を減ずる恐れがあると認められるものについては、除外すること。
- (2) 鉄筋を現場で仮置きする場合は、泥等が付着しないよう養生しなければならない。
- (3) 鉄筋は正しい位置に配置し、コンクリート打設時に動かないよう十分堅固に

組み立てること。

- (4) 鉄筋の交点は0.9 mmの焼鈍鉄線または適当なクリップで緊結しなければならない。なお、必要に応じて適当な補助鉄筋を使用すること。
- (5) 鉄筋のかぶりを正しく保つために、適切な間隔にスペーサーを配置すること。材料はコンクリート製、またはモルタル製とすること。
- (6) 組み立てた鉄筋の上を直接歩行する等、これに荷重を加えないよう保護すること。
- (7) ガス圧接を行う場合は原則として、日本圧接協会制定の「鉄筋ガス圧接工事標準仕様書」により施工し、ガス圧接技術検定における試験方法および判断基準による技量を有する圧接技量資格者とする。圧接部は超音波探傷試験を実施すること。
- (8) 鉄筋の組み立てはコンクリート打設に先立ち、甲の立会い検査を受けること。また、検査後コンクリート打設まで長時間経過した場合は、打設前に再び検査を受けること。
- (9) 納入鉄筋は、設計図書および規格証明書（ミルシート）と照合し、現場受入れ検査を実施すること。

4 継手

- (1) 設計書に示されていない部分で、鉄筋の継手を設ける時は、位置および方法について強度計算を行ってこれを定め、甲の承諾を得なければならない。
- (2) 鉄筋の重ね継手は、所定の長さを重ね合わせて0.9 mmの焼鈍鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。

第15節 型枠工

1 材料

- (1) 型枠は、木製または鉄製のひずみを生じる恐れのない材料を使用し、コンクリートに接する面は滑らかなものとする。
- (2) 一度使用した型枠を再利用する場合は、コンクリート面に接する部分を清掃すること。

2 組み立て

- (1) 型枠はコンクリートの位置、形状、寸法に正しく組み立てること。
- (2) 型枠は、容易に組み立ておよび取り外しができ、せき板およびパネルの継目はなるべく部材軸に鉛直または水平とし、モルタルが漏れない構造にしなければならない。
- (3) コンクリートに埋め込みとなる箇所のセパレーターには、木片を使用してはならない。
- (4) 金属性セパレーター並びに締付け機は、型枠を取り外した後、コンクリート表面から2.5cm以上を切断してモルタルで埋めること。
- (5) 型枠は、コンクリート打設に先立ち、原則として甲の立会い検査を受けること。

3 塗布

- (1) せき板内面に塗布する材料は、汚色を残さない鉱油または甲が承諾したものを使用すること。
- (2) 塗布作業は、鉄筋を配置する前に行わなければならない。

4 脱型

- (1) 型枠の取り外しには、構造物に衝撃および振動を与えないよう、極力静かに行うこと。
- (2) 型枠は、コンクリートを打ってから次表の期間を経過した後（目安）、または強度を確認後、甲の承諾を得て外すこと。

最低気温	基礎、柱、壁 および梁側 (日)	小さな版支柱に 関係のない版 (日)	版下 (日)	梁下、版下支柱取り外し (日)
5℃以上	5	11	24	6週間（屋根または直上に 階がないときは4週間）
18℃以上	4	9	21	

第16節 水路工

1 水路工

水路工は図面に示す大きさと施工し、基礎の転圧、埋め戻しを十分に行うこと。また、布設縦断勾配は設計図に従うものとするが、後日水路に支障が生じると思われる場合、甲と協議を行い、変更施工すること。

2 柵

柵は図面の位置に従って設けること。側溝，暗渠等の接合部分は，モルタルにて十分密着させること。また，グレーチング等の蓋は図面に従って設けること。

第17節 シート覆工

1 シート覆工

- (1) シート設置は、添付図面（平面図・施行略図）に基づき行うこと。
- (2) シート設置の重ね幅は、概ね50cm～100cmを目安に行うこと。
- (3) コンクリート側溝にアンカーを埋める場所は、コンクリート側溝の継ぎ目（目地）の箇所を避けること。
- (4) 第Ⅱ期最終処分場の両側の道路付近は、遮水シートが設置されてあるので、この付近にL-ピンを打ち込まないようにすること。
- (5) シート設置のため、重機が処分場内に入り作業をして重機のあった場所に段差が生じた場合は、その場所を整地すること。
- (6) 土納を法面に置く場合は、落ちないように落下防止ロープを施すこと。

第18節 工事特記仕様

3 工事内容

乙は工事着工前，各工種について内容検討を行うこと。また，実施設計に関する資料については，甲の承諾を受け借用すること。

この時，特に構造物の安定，地盤必要支持力の照査，計算を行い，設計に対する疑問点等を発見した場合，甲と協議を行い変更等の措置を講じること（構造計算書の設計条件等は実施設計報告書を参照のこと）。

検討に使用する参考文献（工事を行う時点での最新版を適用すること）

コンクリート標準示方書	土木学会
土質工学ハンドブック	土質工学会
水理公式集	土木学会
道路橋示方書・同解説（下部工）	(社)日本道路協会
道路土工	〃
簡易アスファルト舗装要綱	〃
アスファルト舗装要綱	〃
建築基礎構造設計基準・同解説	日本建築学会
国土交通省制定設計図集	日本建築技術協会
土地改良設計基準 設計ダム・水路工	農林水産省
防災調整池技術基準	日本河川協会
建設省河川防砂技術基準	日本河川協会

廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 (社)全国都市清掃会議
 廃棄物処理施設整備実務必携 (社)全国都市清掃会議
 廃棄物最終処分場技術システムハンドブック 最終処分場技術システム研究会
 廃棄物六法 中央法規
 岩手県文献
 奥州市文献

その他を参考とする場合は甲の承諾のうえ使用すること。

工事開始にあたって

- (1) 各構造物は設計座標図面を基に現場位置出しを行うこと。また、設計土工横断図に基づき、現状地盤を確認・記録し、甲の立会い確認を受けること。大きな相違があればその把握を行い、その上で甲、乙協議とする。
- (2) 工事を着工するにあたっては、仮設計画書（施工計画・要領書含む）を作成し、甲の承諾を得ること。
- (3) 本工事は同敷地内の埋立業務と並行作業となるため、その作業内容を把握し、本工事に支障が生じないよう工程計画を立案すること。
- (4) 防災調整池下流に設置したビオトープは、第Ⅱ期最終処分場計画地内で確認された希少植物を移植し保護する目的で整備したものである。

希少植物の生育には防災調整池の水質が最適であるため、これをビオトープへ導水することを基本としており、この水質を維持する必要がある。

このため、工事に伴い、防災調整池に流入する水の水質を悪化させないよう必要な措置を講じるとともに、以下により水質測定を実施し、その結果を記録・報告するものとする。

測定項目	測定地点	測定頻度
SS（透視度）	第Ⅱ期最終処分場締切堰堤の防災調整池の流入部	毎日、午前・午後各1回

- (5) 使用する土工機械については、着工前に設計書に基づく機械と実際に使用する機械の確認を行うこと。
- (6) 設計数量の数量算出方法を理解のうえ施工を行うこと。設計数量が現場施工数量と相違する場合は、工事着手前に甲の承諾を受けてから施工すること。また竣工時には実績数量の取りまとめを行い、甲に提出すること（完成図書として提出する）。
- (7) 本工事の施工にあたり、官公署関係機関に対し、必要に応じて許可申請および届出等を行うこと。なお、申請に要する費用は乙の負担とする。また、既に届け出ているものについても内容を確認すること。

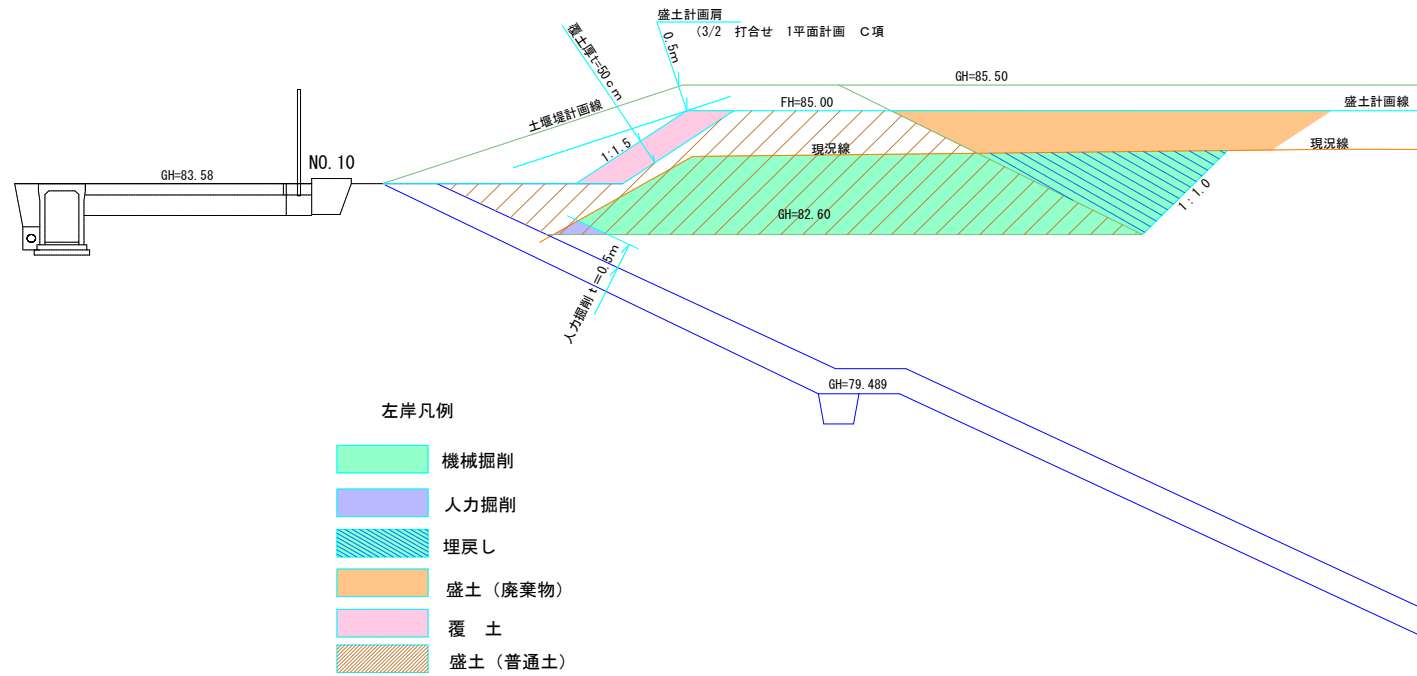
4 場内造成工事

- (1) 掘削を始める前に現況地盤の高さ確認を行い、甲の立会いを受けること。
- (2) 既設構造物がある場合は損傷を与えないようにすること。また、工事に支障がある場合は甲と協議を行うこと。
- (3) 乙は、甲の立会いのうえ関係する境界を確認し、工事時境界外に立入らないこと。境界線上で他者が無断で立ち入りそうな場所で工事に支障をきたす場合はバリケード及び標識等を設置すること。
- (4) 工事着工前に現場状況を確認し、適切な仮設道路、敷鉄板の配置計画、土砂流出防止対策計画書を作成し、甲の承諾を得ること。
- (5) 不良土が発生した場合は、甲と協議を行い適切に処分すること。
- (6) 構造物付近の転圧は、振動ローラ、タンパ等により入念に行うこと。
- (7) 盛土の仕上げ面は、雨水排水勾配を考慮した施工を行うこと。
- (8) 土工量（掘削、盛土の実績量）は図面、計算書により把握すること。
- (9) 掘削面より湧水がある場合は甲と協議を行い、その対策を検討すること。
- (10) 工事中の降雨時には地肌をブルーシート等で覆い、土砂流出が起きないように対策を講じること。
- (11) 最終処分場の遮水工の保護に努め、法面の整形、安全性に配慮すること。また、造成工事計画について、使用重機を含め、施工計画を立案し、甲の承諾を得ること。
- (12) 法面工事施工時においては、重機転落防止に対する安全教育を実施し、その記録を保存すること。

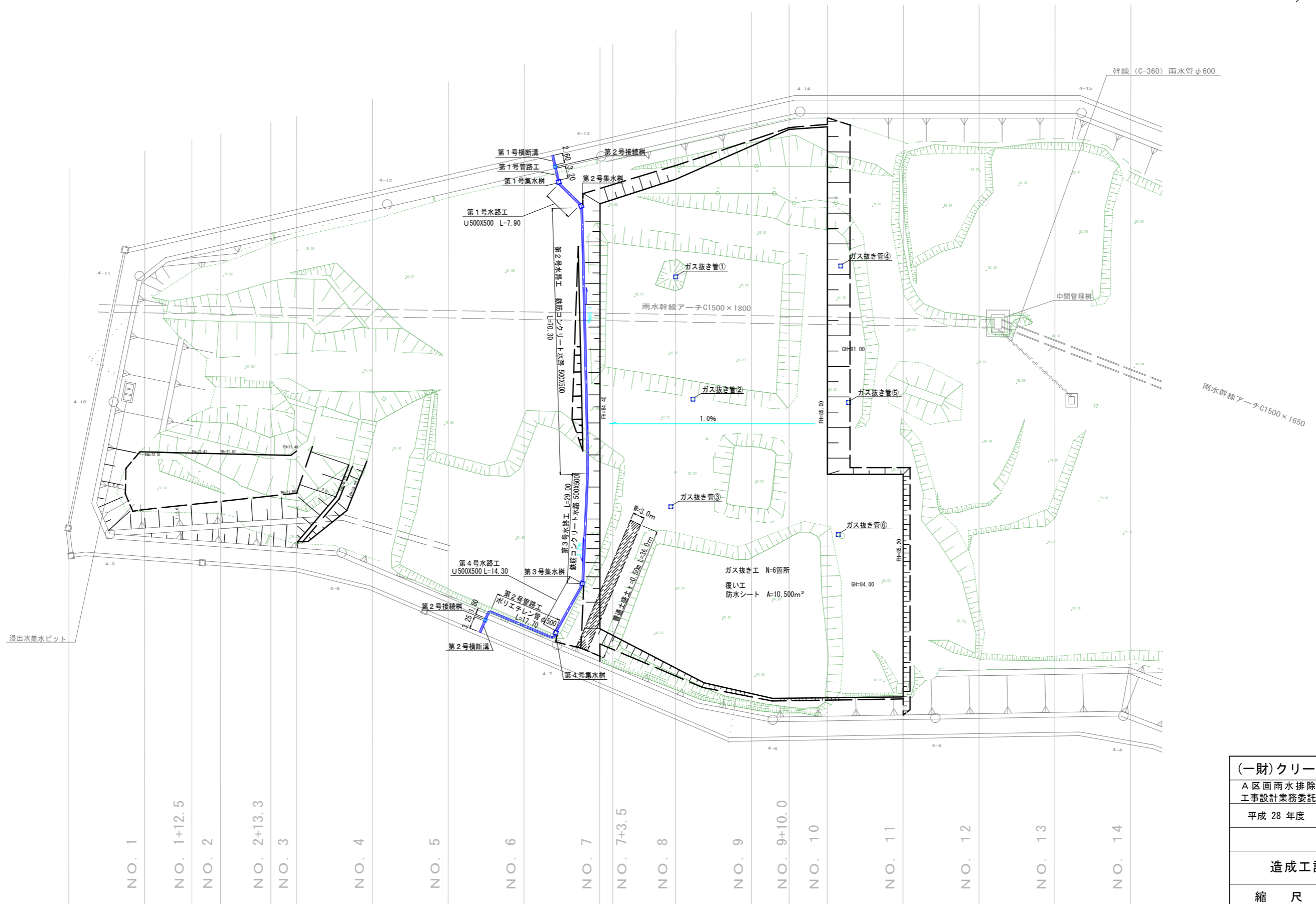
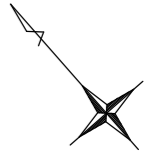
3 仮設工事

- (1) 工事着工前に作成した仮設計画は、工事の進捗にともない必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 工事中の土砂流出防止に対する計画を立てること。
- (3) 場内既設道路使用にあたっては、管理者および維持管理業者と緊密な連絡調整を図ること。
- (4) 本現場内を通行した車両が場外に泥等を落すことを避けるため、既設の泥落とし洗浄機を利用すること。この場合の排土に伴う経費は乙の負担とする。

土工定規

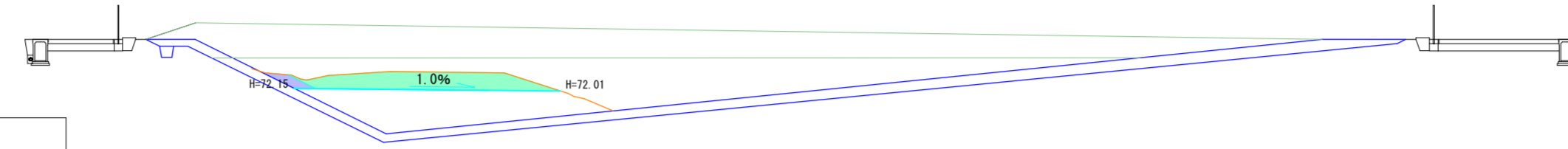


計画平面図 S=1:500



(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全8枚/中 其1
工事	
造成工計画平面図	
縮尺	1:500

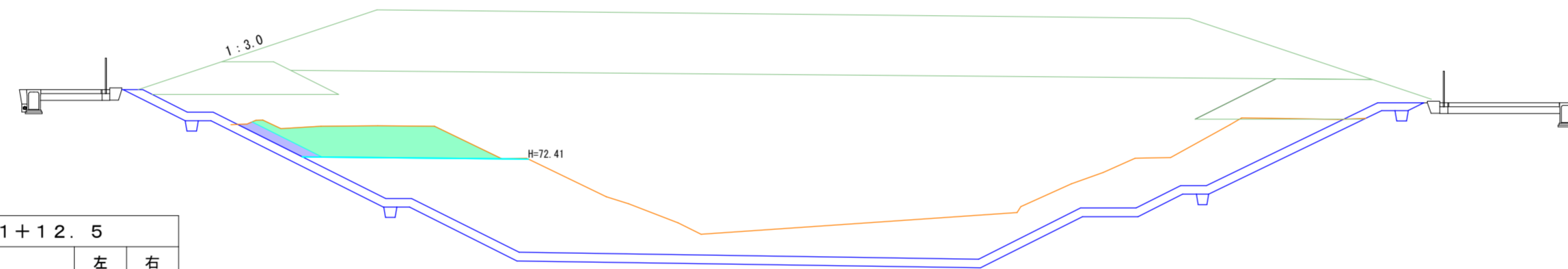
NO. 1



NO. 1		
工種	左	右
機械掘削	10.8	-
人力掘削	0.9	-
埋戻し	-	-
盛土(表層物)	-	-
覆土	-	-
盛土(普通土)	-	-
盛土整形	-	-

D L = 50.000

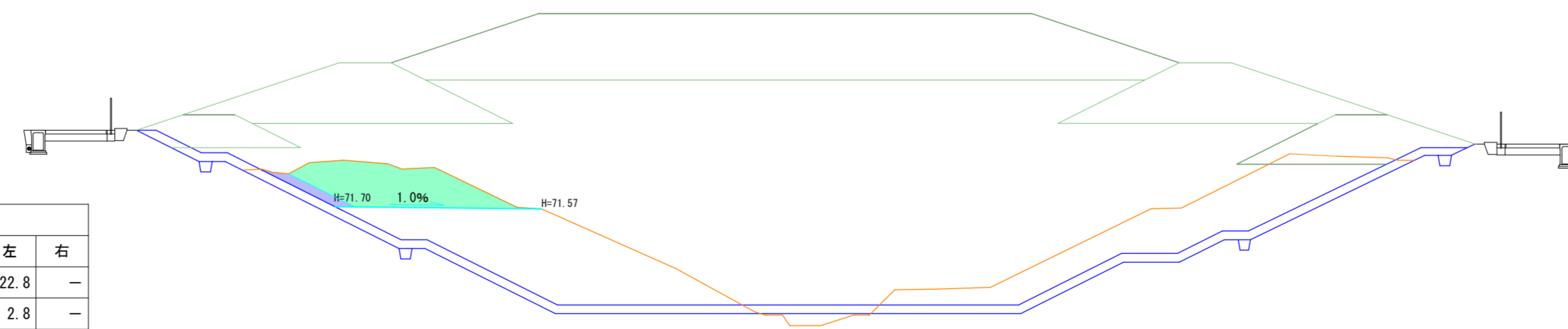
NO. 1+12.50



NO. 1+12.5		
工種	左	右
機械掘削	18.9	-
人力掘削	2.2	-
埋戻し	-	-
盛土(表層物)	-	-
覆土	-	-
盛土(普通土)	-	-
盛土整形	-	-

D L = 50.000

NO. 2



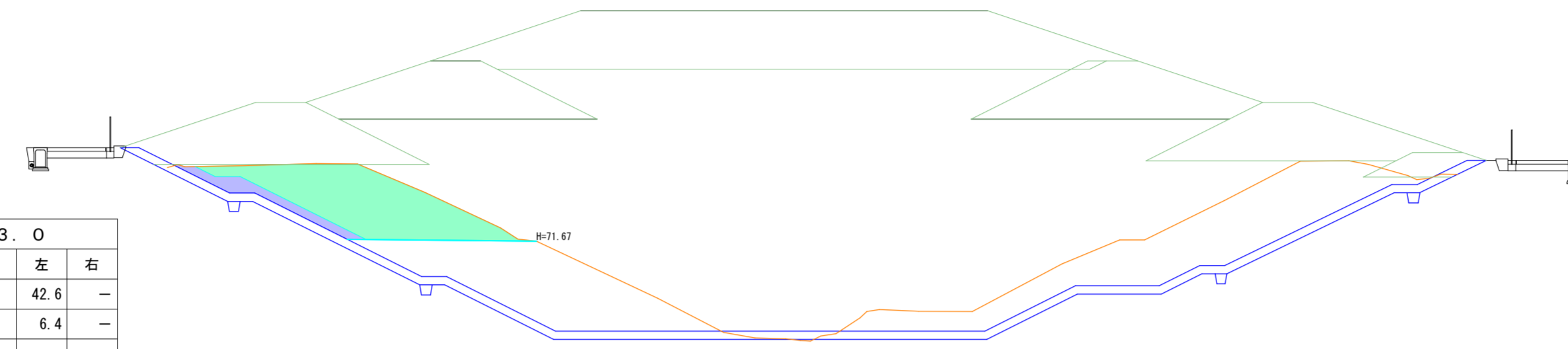
NO. 2		
工種	左	右
機械掘削	22.8	-
人力掘削	2.8	-
埋戻し	-	-
盛土(表層物)	-	-
覆土	-	-
盛土(普通土)	-	-
盛土整形	-	-

D L = 50.000

(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全 8 枚ノ中 其 2
工事	
造成工横断面図 (1/6)	
縮 尺	1:300

NO. 2+13.30

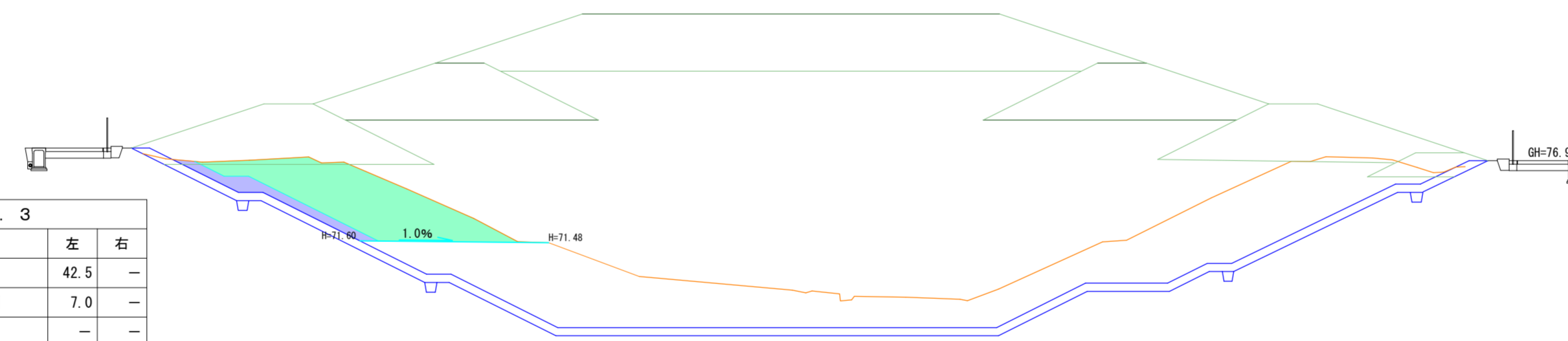
NO. 2+13.0		
工種	左	右
機械掘削	42.6	-
人力掘削	6.4	-
埋戻し	-	-
盛土(廃棄物)	-	-
覆土	-	-
盛土(普通土)	-	-
盛土整形	-	-



D L = 50.000

NO. 3

NO. 3		
工種	左	右
機械掘削	42.5	-
人力掘削	7.0	-
埋戻し	-	-
盛土(廃棄物)	-	-
覆土	-	-
盛土(普通土)	-	-
盛土整形	-	-



D L = 60.000

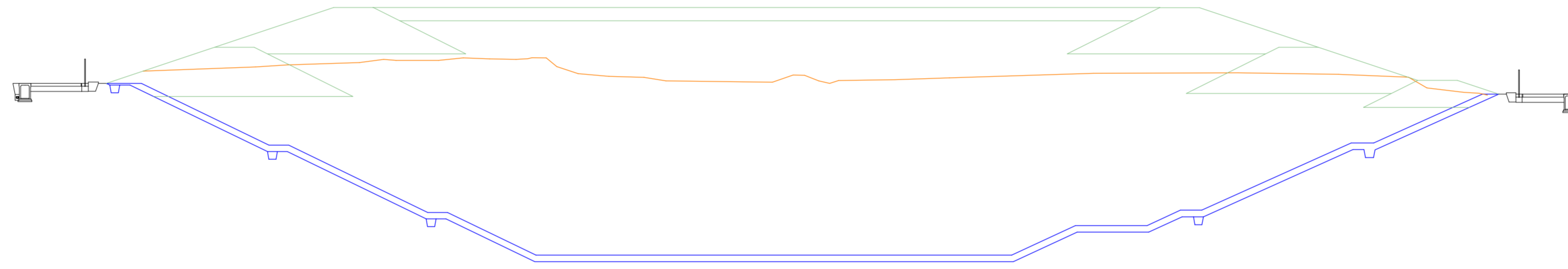
(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全 8 枚ノ中 其 3
工事	
造成工横断面図 (2/6)	
縮 尺	1:300

NO. 4



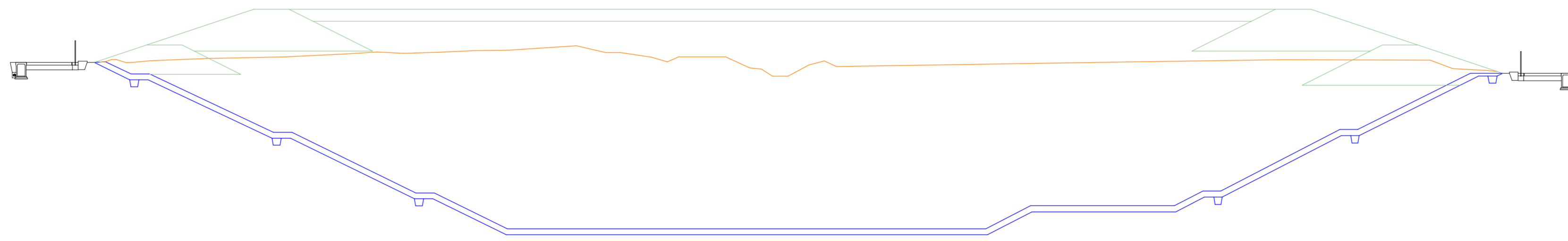
D L = 50.000

NO. 5



D L = 50.000

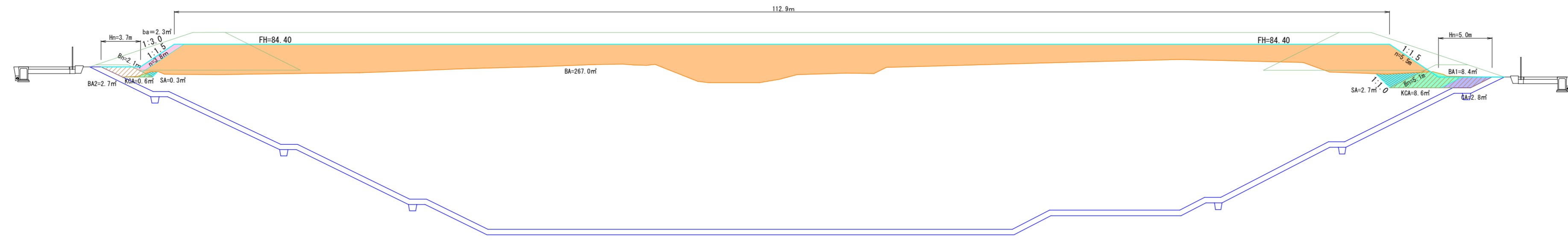
NO. 6



D L = 50.000

(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全 8 枚ノ中 其 4
工事	
造成工横断図 (3/6)	
縮 尺	1:300

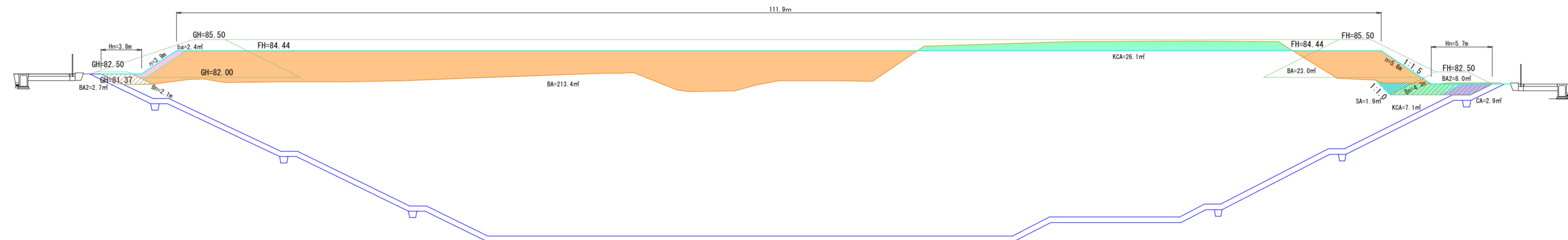
NO. 7



NO. 7			
工種	左	右	
KCA	機械掘削	0.6	8.6
CA	人力掘削	-	2.8
SA	埋戻し	0.3	2.7
BA1	盛土 (廃棄物)	267.0	-
ba	覆土	2.3	-
BA2	盛土 (普通土)	2.7	8.4
Bn	盛土整形	2.1	5.1

D L = 50.000

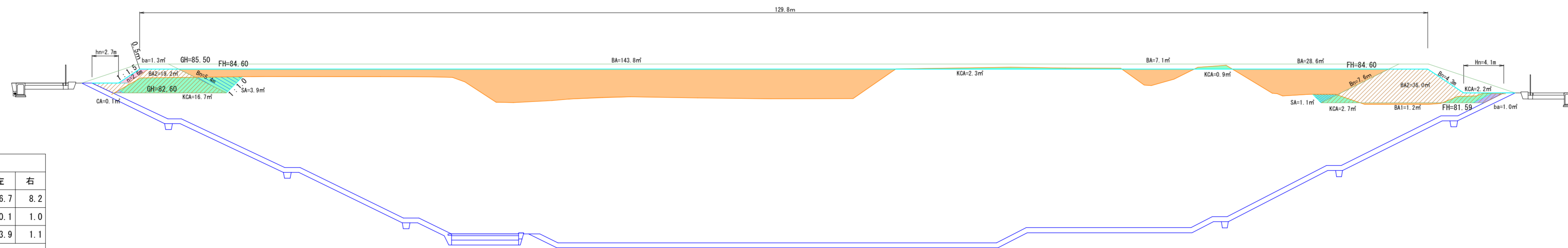
NO. 7+3.5



NO. 7+3.5			
工種	左	右	
	機械掘削	-	33.2
	人力掘削	-	2.9
	埋戻し	-	1.9
	盛土 (廃棄物)	213.4	-
	覆土	2.4	-
	盛土 (普通土)	2.7	8.0
	盛土整形	2.1	4.3

D L = 50.000

NO. 8

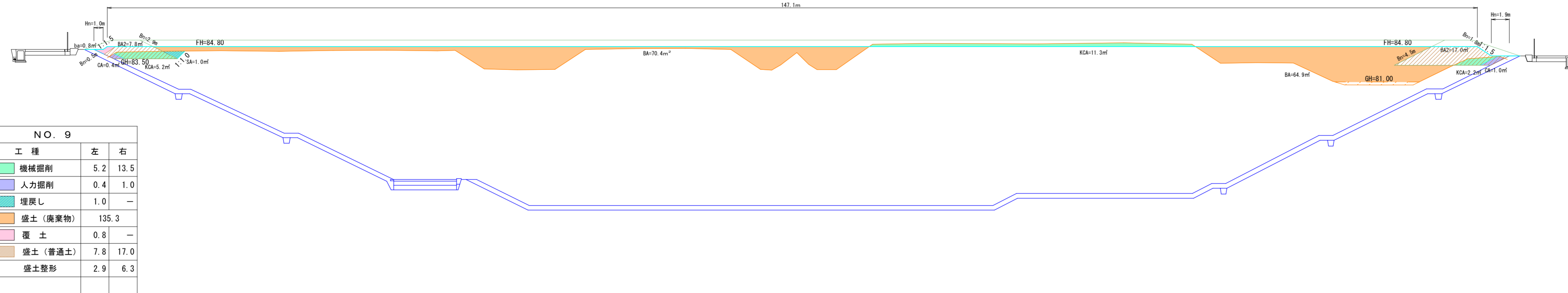


NO. 8			
工種	左	右	
	機械掘削	16.7	8.2
	人力掘削	0.1	1.0
	埋戻し	3.9	1.1
	盛土 (廃棄物)	180.7	-
	覆土	1.3	-
	盛土 (普通土)	19.2	30.6
	盛土整形	5.4	11.9

D L = 50.000

(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全 8 枚ノ中 其 5
工事	
造成工横断面図 (4/6)	
縮 尺	1:300

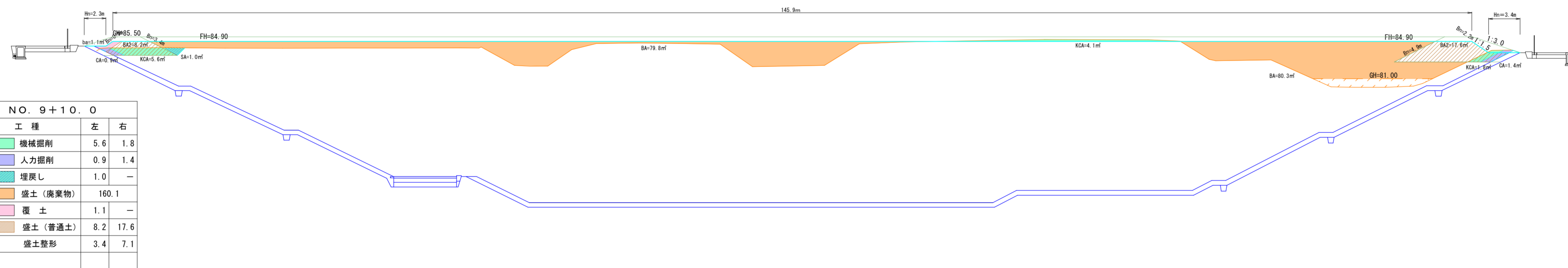
NO. 9



NO. 9		
工程	左	右
機械掘削	5.2	13.5
人力掘削	0.4	1.0
埋戻し	1.0	-
盛土 (廃棄物)	135.3	-
覆土	0.8	-
盛土 (普通土)	7.8	17.0
盛土整形	2.9	6.3

D L = 50.000

NO. 9+10.0

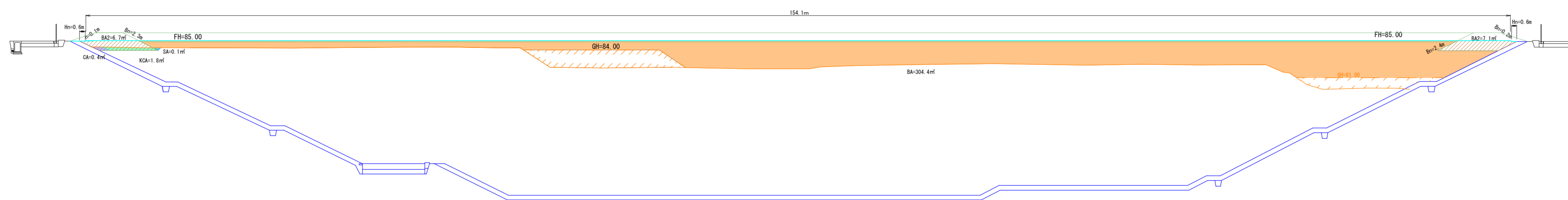


NO. 9+10.0		
工程	左	右
機械掘削	5.6	1.8
人力掘削	0.9	1.4
埋戻し	1.0	-
盛土 (廃棄物)	160.1	-
覆土	1.1	-
盛土 (普通土)	8.2	17.6
盛土整形	3.4	7.1

D L = 50.000

(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全 8 枚ノ中 其 6
工事	
造成工横断面図 (5/6)	
縮 尺	1:300

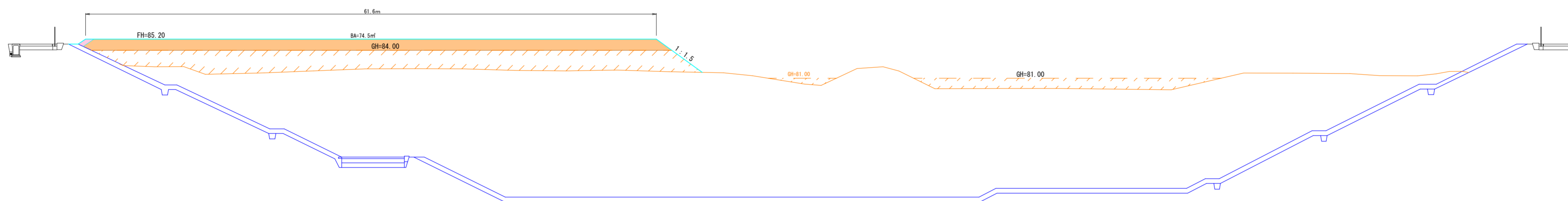
NO. 10



NO. 10		
工種	左	右
機械掘削	1.8	-
人力掘削	0.4	-
埋戻し	0.1	-
盛土(廃棄物)	304.4	-
覆土	0.1	-
盛土(普通土)	6.7	7.1
盛土整形	2.3	2.6

D L = 50.000

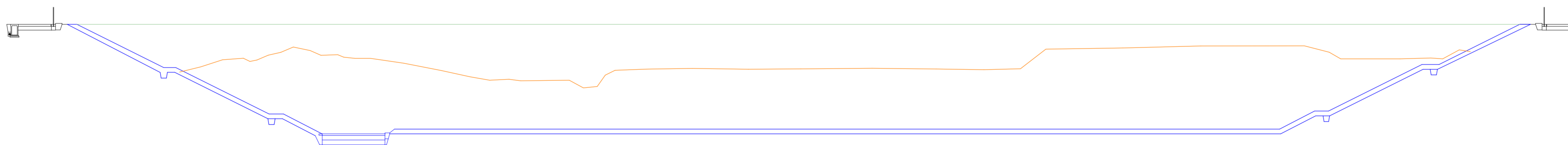
NO. 11



NO. 11		
工種	左	右
機械掘削	-	-
人力掘削	-	-
埋戻し	-	-
盛土(廃棄物)	74.5	-
覆土	0.6	-
盛土(普通土)	-	-
盛土整形	-	-

D L = 50.000

NO. 12



D L = 50.000

(一財)クリーンいわて事業団	
A区画雨水排除 工事設計業務委託	奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田地内
平成28年度	全 8 枚ノ中 其 7
工事	
造成工横断面図 (6/6)	
縮 尺	1:300